

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次の
ように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表家庭・女性相談員の項中「161,900円」を「162,700円」に改め、
同表国民健康栄養調査員の項中「8,800円」を「8,890円」に改め、同表措
置診察指定医の項中「13,150円」を「13,190円」に改め、同表精神科病
院実地指導審査医の項中「24,090円」を「24,160円」に改め、同表自立
支援医療費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳判定会委員の項中「12,150
円」を「12,190円」に改め、同項の次に次のように加える。

指定難病審査会委員	日額 10,000円
-----------	------------

別表母子・父子自立支援員の項中「161,900円」を「162,700円」に
改め、同表児童館児童厚生員の項中「148,400円」を「149,200円」に
改め、同表児童相談所心理判定員の項中「161,900円」を「162,700円」
に改め、同表スポーツ推進委員の項の次に次のように加える。

農業委員選定委員会委員	日額 10,000円
-------------	------------

別表熊本市市民会館運営委員会委員の項及び熊本市市民会館使用許可申請の受理に関

する審査会委員の項を削り、同表教科用図書選定委員会委員の項中「10,000円以内」を「10,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提出理由)

新たな特別職の職員の報酬額を定める等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。